

登録販売者の資質向上のための外部研修実施機関届出書

令和3年4月1日

住所 兵庫県たつの市神岡町田中134

氏名 兵庫県医薬品配置協議会
会長 堀内 清



「登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づき、必要書類を添付のうえ、外部研修実施機関の届出を行います。

届出者	実施機関名	兵庫県医薬品配置協議会		
	代表者名	堀内 清		
	所在地	兵庫県たつの市神岡町田中134 (株)大昭堂薬品内		
	事務局責任者	赤路 雅司		
	電 話	0791-65-0206	F A X	0791-65-2463
	HPアドレス	http://www.zenhaikyo.com (全国配置薬協会)		

1	これまでの研修の実績 本協議会は、これまで配置販売業者及び配置員の資質向上のための研修体制を確立しており、年間5～6回実施している。 これらの研修は、本協議会の会員だけでなく、外部からの受講希望者にも受講できるよう配慮している。研修受講者に対しては、受講済証を発行している。
2	外部研修の実施方法、体制等 講義形式（集合研修）を中心に、テキストを用いた自主学習を行い、確認テストも実施している。 研修実施にあたっては、研修運営委員会を設置して開催していくこととしている。
3	外部研修実施情報の公開 研修等を実施するにあたっては、関係団体等広く周知するとともに、兵庫県健康福祉部健康局薬務課等行政機関に対して、ホームページ等で広く周知徹底を図るよう依頼する。
4	外部研修実施に関する記録の保存等 講師、研修内容、受講者等の情報は6年保管し兵庫県健康福祉部健康局薬務課等行政機関に届出る。
5	専門性・客観性・公正性・透明性の確保 ① 登録販売者であれば、誰でも受講できるようにします。 ② 教育・学術等の関係者及び消費者等が参画する研修運営委員会で検討します。 ③ 研修内容、受講者等については、6年保管します。 ④ 必要に応じて、行政機関に情報提供します。 ⑤ 全国配置薬協会ホームページで公開します。



登録販売者の資質向上外部研修実施要領

兵庫県医薬品配置協議会

1. 目的

この実施要領は、平成24年3月26日付け薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づき、一般用医薬品の販売業務等に従事する登録販売者の資質向上のための外部研修機関として兵庫県医薬品配置協議会（以下、「配置協議会」という）が実施する「改正薬事法の業務を行う体制省令に規定される登録販売者に対する研修」について実施要領を定めるものである。

2. 研修の対象者

研修の受講対象者は、受講を希望する全ての登録販売者とする。

3. 研修の内容

- ・ 医薬品に共通する特性と基本的な知識について
- ・ 人体の働きと医薬品について
- ・ 主な一般用医薬品とその作用について
- ・ 薬事に関する法規と制度について
- ・ 一般用医薬品の適正使用と安全対策について
- ・ その他登録販売者の資質向上に必要であると思われる事項

4. 研修の時間数

時間数は毎年12時間以上の研修を行う。

5. 研修の実施方法

実施方法は講義（集合研修）形式を基本とする。

ただし、通信講座（全国配置薬協会研修支援センター）も併せて実施する。
なお、通信講座については、別紙1-①～②のとおりとする。

6. 研修の実施機関

配置協議会が研修を主催し、登録販売者の資質向上のため、研修の専門性・客観性・公平性を確保するものとする。

7. 研修の客観性の確保

配置協議会は、研修の客観性を確保するため、研修を実施するときは、あらかじめ教育・学術等の関係者及び消費者等の参画する研修運営委員会を開催し、研修の運営、形式、内容、時間数、受講票の交付について検討し、必要に応じて兵庫県健康福祉部健康局薬務課等関係行政機関と協議するものとする。

また、研修の講師は、実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する者に依頼する。

8. 研修の透明性の確保

配置協議会は、研修の実施計画、実績等の情報を全国配置薬協会ホームページ等で公表し、当該研修の受講を希望するものは、原則としてすべて受講できるように配慮するなどして透明性を確保する。

9. 受講表・受講済証の交付

配置協議会は受講者の受講状況を確認し、試験の実施またはレポートの提出などにより受講者の評価を行い、別紙2の受講表を交付するとともに研修終了時に受講済証を配布し受講日の欄に貼り付ける。

12時間以上受講した登録販売者には修了証を交付する。

配置協議会は研修受講者の氏名、研修内容を記録・保存する。

10. 研修受講の促進

配置協議会は、研修等を実施するにあたっては、関係団体等に広く周知するとともに、兵庫県健康福祉部健康局薬務課等関係行政機関に対して、ホームページ等で広く周知徹底を図るよう依頼する。

11. 研修の届出等

配置協議会は、毎年度、実施する研修の概要についてあらかじめ兵庫県健康福祉部健康局薬務課等関係行政機関に対して届出る。

また、研修の終了後、受講者氏名を全国配置薬協会のホームページ (<http://www.zenhaikyo.com>) 等で公表するとともに、兵庫県健康福祉部健康局薬務課等関係行政機関に対して届出る。

12. その他

本実施要領は必要に応じて改訂する。

令和 3 年度登録販売者に対する研修等計画

令和 3 年 4 月 1 日

兵庫県健康福祉部健康局薬務課長 様

兵庫県医薬品配置協議会 会長

堀内 清



番号	実施日 (予定)	研修等内容	実施時間	実施場所等
1	4 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な医薬品とその作用 ・ 医薬品の適正使用と安全対策 ・ 薬事に関する法律と制度 	3 時間	楠公会館
2	7 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な医薬品とその作用 ・ 医薬品の適正使用と安全対策 ・ 薬事に関する法規と制度 	6 時間	兵庫県中央労働 センター
3	9 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人体の働きと医薬品 ・ 主な医薬品とその作用 ・ 医薬品に共通する特性と基本的な知識 	6 時間	兵庫県中央労働 センター
4	11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬事に関する法規と制度 ・ 登録販売者試験手引き書より抜粋 ・ 配置員に求められる理念・倫理 	6 時間	兵庫県中央労働 センター
5	年間	(社) 全配協通信講座作成 登録販売者試験作成の手引き書より	15 時間	
研 修 等 時 間 合 計			36 時間	

令和3年度資質向上研修会開催予定

兵庫県医薬品配置協議会

	実施日時	実施場所	実施時間	講義形式
1	4月23日 13時～	楠公会館 神戸市中央区多聞通3-1-1 078-371-0005	3時間	座学
2	7月8日 10時～	中央労働センター 神戸市中央区下山手通6-3-28 078-341-2271	6時間	座学
3	9月21日 10時～	中央労働センター 神戸市中央区下山手通6-3-28 078-341-2271	6時間	座学
4	11月24日 10時～	中央労働センター 神戸市中央区下山手通6-3-28 078-341-2271	6時間	座学
	年間	(社)全配協通信講座作成、登録販売者 試験作成の手引き書より	15時間	通信講座

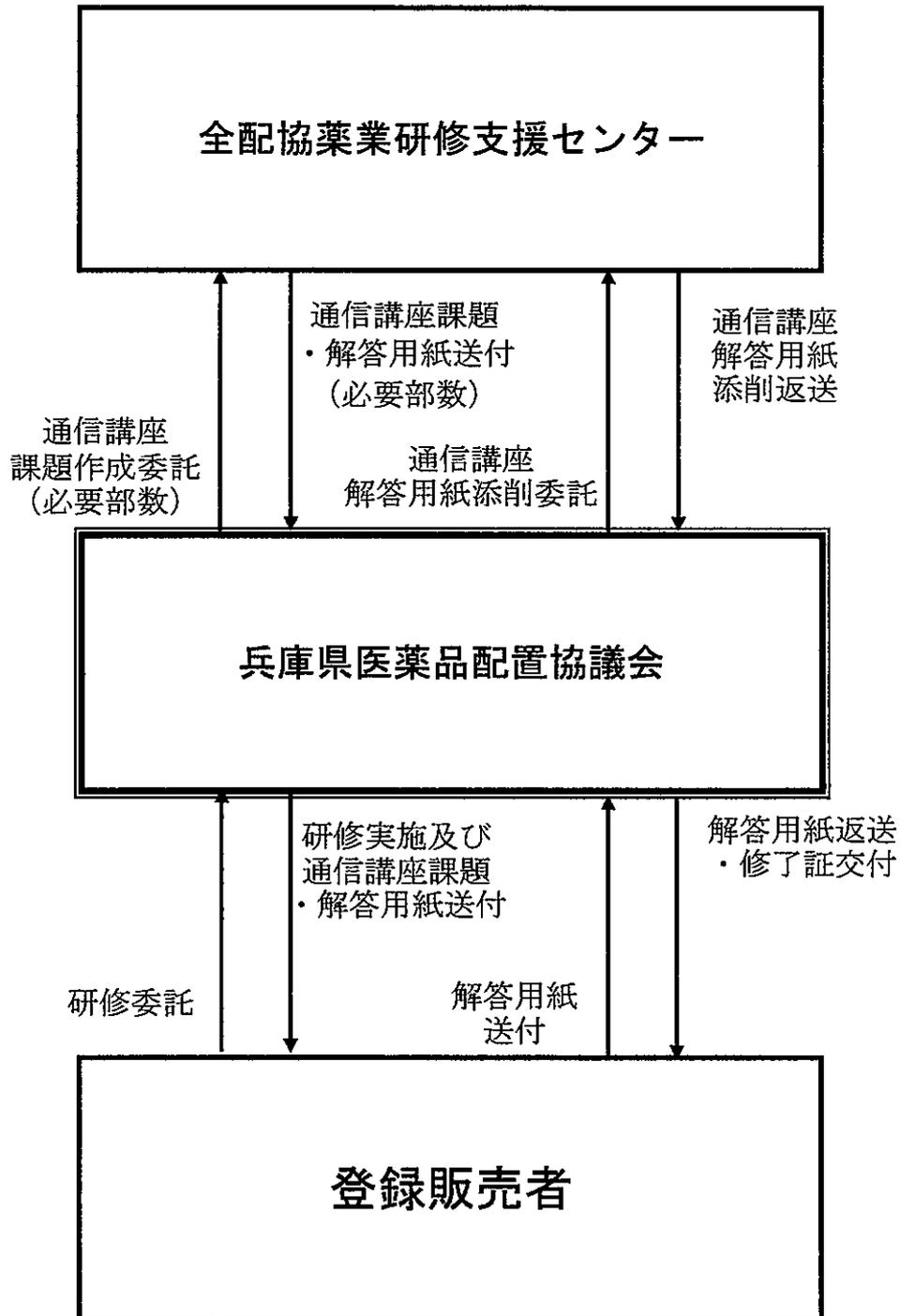
受講料 年間5,000円

※初回受付時に年間受講料5,000円集金します。通信講座を組み合わせると年間30時間以上の受講をお願いします。

初回受講時の最後に渡します受講証に2回目以降の受講印をおしますので忘れずに持参をお願いします。

研修会毎に出席者名簿を兵庫県健康福祉部薬務課に提出しています。
また年末には1年の受講状況も提出しています。

講義（集合）形式・通信講座組み合わせ研修の流れ



講義（集合）形式・通信講座組み合わせ研修の概要

1. 通信講座課題の作成と送付

兵庫県医薬品配置協議会が「全配協薬業研修支援センター」へ通信講座課題作成を必要部数とともに依頼する。依頼を受けた「同支援センター」が過去に実施された登録販売者試験問題から180問をランダムに選択し、60問（約20頁）×3分冊を作成し、通信講座課題として、解答用紙とともに必要部数を同協議会へ送付する。

2. 受講者への送付

通信講座課題と解答用紙を同協議会から、各受講者へ配布又は送付する。

3. 自学・自習

受講者は送付された通信講座課題を、その都度「登録販売者試験問題作成の手引書」等を用いて自学自習及び解答を行い（解答時間：1問×2分×60問×3分冊＝360分で6時間に相当する。）、解答用紙を同協議会へ送付する。

4. 支援センターへの送付

同協議会が、受講者から送付された解答用紙を「同支援センター」へ送付する。

5. 添削と採点

「同支援センター」はこの解答用紙について、添削や採点を行い、同協議会へ返送する。

6. 修了証の交付

同協議会は講義（集合）形式（6時間）と通信講座（6時間）の受講状況等をもとに受講者の評価を行い、研修修了証を交付する。